

暮らしの法律ナビ

No.48 成年者と未成年者について

公職選挙法等が改正され、満18歳以上の未成年者が成年者と同様に選挙権をもつことになった。来年の参議院議員選挙から適用される。公職選挙法に成年者の定義はないが、同法百三十七条の二で「未成年者」の選挙運動の禁止の規定が、「満十八歳未満の者」と改正された。憲法で公務員の選挙について「成年者による普通選挙を保障する」と定めている。成年の定義は民法四条で「年齢二十歳をもって、成年とする」とされている。民法上、未成年者は制限行為能力者で、単独で契約等はできない。しかし、婚姻すると成年に達したものとみなされる。憲法で「成年者の普通選挙」とし、公職選挙法で

これを18歳以上とするのであるから、民法四条の成年者の定義も改正される可能性が大きい。選挙では18歳で成年者扱いされるのに、民法で未成年者として制約するのは少し無理があると思われる。今回の改正法附則十一条で民法や少年法等の年齢にも検討を加えるとされた。近い将来、満18歳で成年とする法改正があるかもしれません。

**遺言・相続 成年後見
債務整理・破産 離婚 他**

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎ 079-561-2050

tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>